

平成26年度（平成27年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金及び預貯金	127,258	保険契約準備金	5,855,269
預 貯 金	127,258	支 払 備 金	34,193
コ ー ル ロ ー ン	261,386	責 任 準 備 金	5,719,798
債券貸借取引支払保証金	24,841	契 約 者 配 当 準 備 金	101,277
買 入 金 銭 債 権	330,964	代 理 店 借	6,766
有 価 証 券	6,055,403	再 保 險 借	4,438
国 債	4,413,460	そ の 他 負 債	858,799
社 債	40,251	債券貸借取引受入担保金	825,845
株 式	233	未 払 金	7,563
外 国 証 券	144,167	未 払 費 用	11,025
そ の 他 の 証 券	1,457,291	預 り 金	190
貸 付 金	76,408	金 融 派 生 商 品	11,212
保 險 約 款 貸 付	76,408	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	402
有 形 固 定 資 産	1,167	リ ー ス 債 務	120
建 物	602	仮 受 金	2,440
その他の有形固定資産	565	退 職 給 付 引 当 金	4,334
無 形 固 定 資 産	27	特 別 法 上 の 準 備 金	5,149
代 理 店 貸	270	価 格 変 動 準 備 金	5,149
再 保 險 貸	2,821	負 債 の 部 合 計	6,734,759
そ の 他 資 産	120,193	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 金	87,684	資 本 金	55,000
前 払 費 用	226	資 本 剰 余 金	89,395
未 収 収 益	11,653	資 本 準 備 金	35,000
預 託 金	644	そ の 他 資 本 剰 余 金	54,395
金 融 派 生 商 品	19,148	利 益 剰 余 金	34,835
仮 払 金	834	利 益 準 備 金	5,100
繰 延 税 金 資 産	17,411	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,735
貸 倒 引 当 金	△ 791	繰 越 利 益 剰 余 金	29,735
		株 主 資 本 合 計	179,231
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	99,306
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,066
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	103,372
		純 資 産 の 部 合 計	282,604
資 産 の 部 合 計	7,017,363	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,017,363

(注) 1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。

① 売買目的有価証券の評価は時価法によっています。また、売却原価は移動平均法に基づいて算定しています。

② 満期保有目的の債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

③ 業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 119,056 百万円、時価は 124,522 百万円です。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりです。

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「解約返戻金市場金利連動型個人年金保険（米国通貨建）のうち据置期間中の保険契約に係るドル建て責任準備金部分」、「積立利率変動型個人年金保険のうち据置期間中の保険契約に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（米国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（日本国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」および「一時払個人年金保険に係る責任準備金の積立金部分」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。

④ 子会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社が発行する株式）の評価は移動平均法に基づく原価法によっています。

⑤ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価は移動平均法に基づいて算定しています。

⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) デリバティブ取引の評価は時価法によっています。

(3) 有形固定資産の減価償却は次の方法によっています。

① リース資産以外

定率法を採用しています。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。

(5) 貸倒引当金は資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別債権毎に回収可能性を査定のうち回収可能性に重大な懸念があると判断した金額を計上し、その他の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。

(6) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付見込額および退職給付費用の処理方法は次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法 退職一時金の制度毎に給付算定式基準または期間定額基準を採用しています。

数理計算上の差異の処理年数 5年

- (7) 価格変動準備金は保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しています。
- (8) 保険契約に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、多数の金融資産と保険負債を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM）を実施しています。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会）に基づく繰延ヘッジ処理を行っています。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
- (9) 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、事業費は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものは発生事業年度に費用処理しています。
- (10) 責任準備金は保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しています。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、平成 11 年 5 月 2 日以後平成 15 年 2 月 1 日までに締結された 5 年ごと利差配当付個人年金保険（一時払）契約について、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、責任準備金 736 百万円を追加して積み立てています。

2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

生命保険会社の資産運用においては、負債である保険契約の性格を十分に把握し、有価証券等の資産と保険契約という負債を総合的に管理する資産・負債総合管理（ALM）が重要であり、こうした観点から、当社では、有価証券等の資産と保険契約という負債を時価評価して、その差額である剰余が将来の金利変動によって受ける影響を定量的に評価・分析し、その適切なコントロールを通じて、安定的な収益を確保することを運用の基本としています。

具体的には、超長期債券を中心とした運用資産を構成し、金利スワップ取引等を併用して金利変動による剰余（運用資産価値－保険負債価値）の変動を適切にコントロールするよう努めています。

資産運用に関わるリスクには、市場リスク、信用リスク等がありますが、当社では業務品質・リスク管理部が一元的にこれらのリスク管理を行っています。市場リスクの状況については、定期的に資産運用リスク管理の担当役員およびリスク管理委員会委員長に報告しています。また、信用リスクについては、与信の状況を日々管理し、定期的に資産運用リスク管理の担当役員およびリスク管理委員会委員長に報告しています。

主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	127,258	127,258	—
コールローン	261,386	261,386	—
債券貸借取引支払保証金	24,841	24,841	—
買入金銭債権	330,964	330,964	—
有価証券	6,055,169	6,484,200	429,030
売買目的有価証券	1,484,141	1,484,141	—
満期保有目的の債券	3,125,524	3,549,088	423,564
責任準備金対応債券	119,056	124,522	5,465
その他有価証券	1,326,447	1,326,447	—
資産計	6,799,620	7,228,650	429,030
債券貸借取引受入担保金	825,845	825,845	—
負債計	825,845	825,845	—
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,930	2,930	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5,005	5,005	—
デリバティブ取引計	7,935	7,935	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

金融商品の時価の算定方法は次のとおりです。

(1) 資産

現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額を時価としています。

有価証券の時価については、事業年度末日の市場価格等によっています。

(2) 負債

債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額を時価としています。

(3) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、公表されている市場金利と評価日の為替レートを基準として算出した理論価格によっています。

金利スワップ取引の時価については、公表されている市場金利を基準として、将来キャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっています。

株価指数オプション取引および債券店頭オプション取引の時価については、取引先金融機関から入手した価格によっています。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

非上場株式（貸借対照表計上額 233 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

保険約款貸付（貸借対照表計上額 76,408 百万円）については、当該貸付を解約返戻金の範囲に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしていません。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は 838,238 百万円です。

4. 貸付金のうち、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる延滞債権額は 0 百万円であり、破綻先債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権はありません。
5. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,680 百万円です。
6. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 1,570,790 百万円です。なお、負債の額も同額です。
7. 関係会社に対する金銭債務総額は 220 百万円です。
8. 繰延税金資産の総額は 60,562 百万円、繰延税金負債の総額は 43,150 百万円です。なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額 239 百万円を控除しています。繰延税金資産の主な発生原因別内訳は保険契約準備金損金算入限度超過額 43,599 百万円、繰越欠損金 4,314 百万円、無形固定資産の損金算入限度超過額 4,144 百万円です。繰延税金負債の主な発生原因別内訳はその他有価証券評価差額金 40,168 百万円、繰延ヘッジ利益 2,854 百万円です。
 当事業年度における法定実効税率は 30.7%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は合併による影響額△79.4%、税率変更による当事業年度末繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）の減額修正 20.1%、受取配当の益金不算入額△16.8%です。
 また、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 30.7%から 28.8%に変更になっています。
 この税率変更により、当事業年度末において繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は 1,148 百万円減少しています。また、法人税等調整額は 3,907 百万円増加しています。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。
- | | |
|----------------|-------------|
| 当事業年度期首現在高 | 93,173 百万円 |
| 当事業年度契約者配当金支払額 | 3,047 百万円 |
| 利息による増加等 | 0 百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 11,150 百万円 |
| 当事業年度末現在高 | 101,277 百万円 |
10. 関係会社株式の額は 0 百万円です。
11. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の額は 420 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の額は 26,266 百万円です。
12. 1 株当たりの純資産額は 176,627 円 73 銭です。
13. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。
- (1) ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額および科目名
 事業費 43 百万円
- (2) ストック・オプションの内容
 当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当事業年度末までに発生した額を報酬費用として計上しています。
14. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は 9,869 百万円です。なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しています。

15. 無形固定資産は電話加入権です。
16. 現金担保付債券貸借取引およびデリバティブ取引に関連して担保として受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは35,418百万円(時価)であり、すべて自己保有しています。
17. 当社は、平成26年7月8日付の臨時株主総会において承認可決された合併契約書に基づき、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社と平成26年10月1日に合併しました。
合併に関する事項の概要は以下のとおりです。
- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容
- ①結合企業
- | | |
|-------|--------------------|
| 名称 | 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 |
| 事業の内容 | 生命保険事業 |
- ②被結合企業
- | | |
|-------|-----------------------|
| 名称 | 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社 |
| 事業の内容 | 生命保険事業 |
- (2) 企業結合日
平成26年10月1日
- (3) 企業結合の法的形式
東京海上日動あんしん生命保険株式会社を存続会社とする吸収合併
- (4) 結合後企業の名称
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- (5) 取引の目的を含む取引の概要
東京海上日動あんしん生命保険株式会社と東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社がこれまで培ってきた強みやノウハウを1社に結集し、「お客様本位の生命保険事業」をより一層推進するとともに、経営の効率化や保有契約の万全な管理、財務の健全性の維持に努め、合併新会社のもとで東京海上グループの国内生命保険事業の持続的な成長を目指すことを目的として、合併したものです。
- (6) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。